

美里町立小学校及び中学校の通学区域に関する規則

平成18年1月1日

教育委員会規則第13号

改正 平成19年9月6日教委規則第9号

平成21年12月22日教委規則第9号

平成25年6月28日教委規則第7号

平成28年3月31日教委規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第5条第2項及び第6条の規定を実施するため、美里町立小学校及び中学校(以下「学校」という。)の通学区域を定めるものとする。

(通学区域)

第2条 学校の通学区域は、美里町行政区長等に関する規則(平成25年美里町規則第13号)第2条別表に定める行政区を基本とし、別表のとおりとする。

附 則

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成19年9月6日教委規則第9号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年12月22日教委規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年6月28日教委規則第7号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の美里町立小中学校及び中学校の通学区域に関する規則の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則(平成28年3月31日教委規則第1号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

1 小学校

学校名	通学区
小牛田小学校	牛飼1区、西原、八幡、牛飼2区、牛飼3区、町1区、町2区、下小牛田1区、下小牛田2区、彫堂、大口、横埦の内（原、新苗代下、新原、新高原囲いの県道鹿島台～高清水線の東側及び中新田9～22、39～52、69～75、下新田1の1～11、30～35、41の1～51、58～68の1、69の1～79、86～96の1番）
不動堂小学校	藤ヶ崎町、素山町、桜木町、峯山、不動堂4区、駅東1区、駅東2区、不動堂5区、不動堂6区、不動堂7区、志賀町、駒米
北浦小学校	御免、関根、谷地、二又、中組、横埦（小牛田小学校学区を除く。）、新田、起谷
中埦小学校	中埦1区、中埦2区、中埦3区、高城、荻埦、平針1区、平針2区、平針3区
青生小学校	堀切、松ヶ崎、梅ノ木、的場柳原、笹館
南郷小学校	大柳1、大柳2、大柳3、木間塚1、木間塚2、上二郷1、上二郷2、上二郷3、中二郷1、中二郷2、中二郷3、下二郷1、下二郷2、下二郷3、小島、和多田沼1、和多田沼2、福ヶ袋、練牛、赤井、谷地中、鳥谷坂

2 中学校

学校名	通学区
小牛田中学校	小牛田小学校、北浦小学校、中埦小学校の学区
不動堂中学校	不動堂小学校、青生小学校の学区
南郷中学校	南郷小学校の学区